

IV. 社会貢献・責務

11. 保険診療委員会

委員長 岩 中 督

委員会を6月30日、1月17日に開催した。まず、最初に、本年度の活動方針について検討し、本年度も例年のように臓器別専門小委員会を設置する事とした。すなわち、日本移植学会、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会、日本消化器外科学会、日本小児外科学会、日本大腸肛門病学会、日本内分泌外科学会、日本乳癌学会、日本臨床外科学会の各学会にも所属している日本外科学会保険診療委員の先生方に、総括、総論、乳腺、内分泌、上部消化管、下部消化管、肝胆膵脾、肺縦隔、心血管、小児、移植の各分野の臓器別専門小委員会の委員になって頂き、小委員会ごとに保険診療報酬に関する改正要望項目を作成して頂いた。総括小委員会において、臓器別専門小委員会から提出された要望事項と1回の手術で複数の臓器切除等を行う複数手術に関する要望をまとめて、「社会保険診療報酬に関する改正要望書」を作成した。12月に厚生労働省に提出し、保険診療報酬改正を要望した。

さらに、日本外科学会でまとめた診療報酬の改正要望項目の中から重要要望項目を選択し、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）に提出した。

なお、保険診療委員会の恒常的な活動として、外保連の手術委員会、処置委員会、検査委員会、麻酔委員会、実務委員会の委員として、保険医療の適正化及び外保連試案改訂について活動を行った。

外保連より、引き続き、手術名のコーディング及び医療材料・医療機器、生体検査に係る医療材料のワーキンググループの設置に伴う作業依頼があり、矢永委員を代表委員（医療材料・医療機器は座長）として対応した。

その他、厚生労働省の要望により、ICD-11 への改訂に向けた協力や体制の検討を行った。

以下に日本外科学会から厚生労働省に提出した要望書の目次及び複数手術に関する要望を転載する。

新設要望項目（医療技術評価提案書）

◎印を付したものは、今回特に最優先で新設を要望する項目であります。

- 1◎ドナー斡旋管理料
- 2◎臓器移植レシピエント外来管理料
- 3◎鎮静を要する検査の管理料の新設
- 4○ストーマケア療養指導料
- 5◎直腸肛門機能回復訓練
- 6◎ストーマサイトマーキング
- 7◎処置における小児加算の新設
- 8○血漿交換療法（血液型不適合肝移植に対するもの）
- 9○小児食道ブジー法（内視鏡による）
- 10◎内視鏡（補助）下甲状腺切除術（片葉の場合、両葉の場合）
- 11◎人工乳房による二次的乳房再建術（乳房切除後）
- 12◎先天性食道狭窄症根治術
- 13○鏡視下腫瘍試験切除術
- 14◎胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、区域切除術、リンパ節郭清を伴うもの

- 15◎残存肺切除術
- 16◎経皮食道胃管挿入術
- 17◎空腸嚢移植術
- 18○心臓血管再手術
- 19◎破裂性動脈硬化症に対する人工血管置換術
- 20◎肺動脈血栓内膜摘除術
- 21○生体膵臓移植術
- 22○生体移植用膵体尾部採取術
- 23○腹腔鏡下膵体尾部切除術
- 24◎膵酵素阻害薬・抗菌薬膵局所持続動注療法
- 25◎小腸移植術（生体部分小腸移植術，移植用小腸採取術，同種死体小腸移植術）
- 26○多発性小腸閉鎖多吻合術
- 27○低侵襲経肛門的局所切除術（MITAS）
- 28○腹腔鏡下直腸脱手術 直腸挙上固定術

改正要望項目（医療技術再評価提案書）

◎印を付したものは、今回特に最優先で改正を要望する項目であります。

- 1 B001-05 ◎小児科療養指導料の算定疾患の拡大
- 2 C105 ○在宅成分栄養経管栄養法指導管理の栄養剤適応拡大
- 3 D234 ○胃・食道内 24 時間 pH 測定
- 4 D313 ◎大腸ファイバースコピー
- 5 K474-3 ◎乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）
- 6 K504 ◎縦隔悪性腫瘍手術 2. 摘出・広汎
- 7 K529 ◎胸腔鏡下食道悪性腫瘍根治術

特定保険医療材料（新設）（材料評価提案書）

◎印を付したものは、今回特に最優先で新設を要望する項目であります。

- 1◎臓器保存液（ビアスパン，クストディオール）
- 2◎ディスプレイ持続吸引装置
- 3◎冠動脈バイパス術用自動吻合器（加算）

同一手術野(同一皮切)における複数手術の加算の要望

現行点数表区分	手術式名(主たる手術)	現行点数表区分	手術式名(従たる手術)
K464-01	上皮小体腺腫過形成手術・上皮小体摘出術	K461-01	甲状腺部分切除術・甲状腺腫摘出術・片葉のみの場合
K504	縦隔悪性腫瘍手術	K511	肺切除術
K514	肺悪性腫瘍手術	K484	胸壁悪性腫瘍切除
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K374	咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む)
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K394	喉頭悪性腫瘍手術
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K395	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む)
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K403	気管形成手術(管状気管、気管移植等)
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K410	口腔底悪性腫瘍手術
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K415	舌悪性腫瘍手術
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K514	肺悪性腫瘍手術
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K560-05	大動脈瘤切除術(吻合または移植を含む) 5 下行大動脈
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K655	胃切除術
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K657	胃全摘術
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K695-01	肝切除術 1 部分切除
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K695-02	肝切除術 2 区域切除・亜区域切除
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K695-03	肝切除術 3 葉切除
K527	食道悪性腫瘍手術(単に切除のみのもの)	K719	結腸切除術
K528	先天性食道閉鎖症手術	K664	胃瘻造設術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K374	咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む)
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K394	喉頭悪性腫瘍手術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K395	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む)
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K403	気管形成手術(管状気管、気管移植等)
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K410	口腔底悪性腫瘍手術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K415	舌悪性腫瘍手術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K514	肺悪性腫瘍手術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K560-05	大動脈瘤切除術(吻合または移植を含む) 5 下行大動脈
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K655	胃切除術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K657	胃全摘術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K695	肝切除術
K529	食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの)	K719	結腸切除術
K560-02	大動脈瘤切除術(吻合または移植を含む) 2 上行大動脈(その他のもの)	K555	弁置換術
K614	血管移植術、バイパス術(腹部大動脈)	K614	血管移植術、バイパス術(下肢動脈)
K633-04	腹壁破裂手術(臍帯ヘルニア手術に準じる)	K729	腸閉鎖症手術
K655-02	胃切除術 2.悪性腫瘍手術	K740-01	直腸切除・切断術 1.切除術
K655-2	腹腔鏡下胃切除術 2.悪性腫瘍手術	K740-2-01	腹腔鏡下直腸切除・切断術 1.切除術
K667	噴門形成術	K664	胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術を含む。)
K695	肝切除術	K711	脾摘出術
K697	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼法	K672	胆嚢摘出術
K697-5	生体部分肝移植	K711	脾摘出術
K706	膵管空腸吻合術	K672	胆嚢摘出術
K706	膵管空腸吻合術	K680	胆道消化管吻合(例えば総胆管十二指腸吻合、または胆嚢十二指腸吻合)
K711	脾摘出術	K672	胆嚢摘出術

同一手術野(同一皮切)における複数手術の加算の要望

現行点数表区分	手術式名(主たる手術)	現行点数表区分	手術式名(従たる手術)
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	K672-2	腹腔鏡下胆嚢摘出術
K716	小腸切除術	K632	腹壁腫瘍摘出術
K716	小腸切除術	K633	ヘルニア手術
K716	小腸切除術	K672	胆嚢摘出術
K716	小腸切除術	K714	腸管癒着症手術
K716	小腸切除術	K718	虫垂切除術
K716	小腸切除術	K726	人工肛門造設術
K716	小腸切除術	K728	腸狭窄部切開縫合術
K716	小腸切除術	K773	腎(尿管)悪性腫瘍手術
K719	結腸切除術	K632	腹壁腫瘍摘出術
K719	結腸切除術	K633	ヘルニア手術
K719	結腸切除術	K714	腸管癒着症手術
K719	結腸切除術	K718	虫垂切除術
K719	結腸切除術	K728	腸狭窄部切開縫合術
K719	結腸切除術	K773	腎(尿管)悪性腫瘍手術
K729	腸閉鎖症手術(多発腸閉鎖症の場合:腸閉鎖症手術×腸閉鎖症の数)		
K734	腸回転異常症手術	K729	腸閉鎖症手術
K739	直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	K743	痔核手術(脱肛を含む。)
K739	直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	K744	裂肛又は肛門潰瘍根治手術
K739	直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	K746	痔瘻根治手術
K740	直腸切除・切断術	K633	ヘルニア手術
K740	直腸切除・切断術	K714	腸管癒着症手術
K740	直腸切除・切断術	K718	虫垂切除術
K740	直腸切除・切断術	K728	腸狭窄部切開縫合術
K743	痔核手術(脱肛を含む。)	K743-2	肛門括約筋切開術
K746	痔瘻根治手術	K743-2	肛門括約筋切開術
K746	痔瘻根治手術	K860	腔壁形成手術
K751	鎖肛手術	K859	造瘻術、腔閉鎖症術
K836	停留精巢固定術	K633-05	鼠径ヘルニア手術
K860	腔壁形成手術	K743	痔核手術(脱肛を含む。)
K860	腔壁形成手術	K744	裂肛又は肛門潰瘍根治手術

1) 外保連（外科系学会社会保険委員会連合）

会長 山 口 俊 晴

1. 2011年3月現在91学会が加盟している

会 長：山口俊晴

会長補佐：木村泰三，岩中 督

名誉会長：比企能樹，出月康夫

顧 問：高橋英世，日下部輝夫，松田静治，佐藤裕俊

監 事：田中雅夫，竹中 洋

手術委員長：岩中 督

処置委員長：関口順輔

検査委員長：土器屋卓志

麻酔委員長：山田芳嗣

実務委員長：木村泰三

規約委員長：出口修宏

広報委員長：松下 隆

総務委員長：西田 博

：名川弘一，西井 修，河野 匡，水沼仁孝，土田敬明，矢永勝彦，平泉 裕

2. 平成22年度事業報告

■委員会別報告

手術委員会：外保連手術試案第7版の見直しを行った。

技術度E群の見直し，コーディングワーキンググループの検討，医療材料・医療機器ワーキンググループの医療材料の実態調査を行った。

処置委員会：外保連処置試案第4版の見直しを行った。

検査委員会：外保連生体検査試案第4版の見直しを行った。

高額医療機器ワーキンググループの検討，生体検査に係わる医療材料ワーキンググループの医療材料の実態調査を行った。

麻酔委員会：外保連麻酔試案作成の検討を行った。

実務委員会：平成23年度社会保険診療報酬改定に向けて要望書を作成した。

広報委員会：外保連ニュースを発行した。

外保連ニュース特集記事「医療技術は優れている！」の広報活動の一環として、『「女性の病気と付き合うには」—あなたを守る優れた日本の医療技術—』と題し，第2回市民公開シンポジウム（3月5日）を開催した。

総務委員会：人件費の算出の見直しを行った。

■実施日別報告

平成22年3月15日 平成22年度社会保険診療報酬改定をうけて，今後の対応の打ち合わせをした。

7月21日 新たに麻酔委員会の設置を承認した。

- 8月2日 改正要望項目の Web 申請システムの運用開始
- 11月1日 外保連総会で、平成23年度社会保険診療報酬改定に向けての改正要望書を承認した。
- 12月6日 厚生労働省、日本医師会に改正要望書を提出した。
- 平成23年1月31日 平成22年度第1回外保連総会にて役員（前記）が承認された。
- 3月5日 第2回市民公開シンポジウムの開催。

■内保連、外保連、看保連（三保連）報告

- 平成22年9月18日 第6回三保連合同シンポジウム開催をした。
- 平成23年2月5日 第7回三保連合同シンポジウム開催をした。

3. 平成23年度事業計画

- 手術委員会：手術試案第8版の発行。
- 処置委員会：処置試案第5版の発行。
- 検査委員会：生体検査試案第5版の発行。
- 麻酔委員会：麻酔試案の発行。
- 実務委員会：平成24年度社会保険診療報酬改定に向けての要望書の取りまとめ。
- 規約委員会：法人化への定款及び施行細則の作成。
- 広報委員会：日本の医療技術の優秀性を示す市民向けシンポジウムの開催。
- 総務委員会：人件費の見直し。
- そのほか：3保連シンポジウムの開催

4. 一般社団法人化について

日本外科学会に多大なる支援で運営してきているが、事務局の負担軽減や試案発行等に伴う契約の関係上、一般社団法人化を検討している。

定款及び施行細則をご確認いただき、「一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合」への社員への承認と法人化後も今までと変わらぬご支援をお願いしたい。

外保連 定款ポイント

○所在地（第2条）

- ・所在地は現行どおり，日本外科学会内に置く。

○目的（第3条）

- ・目的及び事業は現行の規約と同じとする。

○設置機関（第5条）

- ・社員総会，理事会，監事を置く。

社員総会を構成する法律上の社員（＝正会員）は，2名（個人または法人）以上いればよいので，外保連会長と，外保連会長補佐のうち1名と，社団法人日本外科学会のみとする（計3名）。

なお，社員総会の議決権を持つのは正会員（＝社員）のみだが，理事も職務として社員総会に出席し，議事録署名人になる。

※定款における理事会と社員総会の他に，「会員総会」と「運営委員会」を諮問機関的に置く。詳細は定款施行細則参照。

○会員の種別（第6条）

- ・正会員と一般会員の2種を会員する。

正会員は社員総会を構成する社員なので，外保連会長と，外保連会長補佐のうち1名と，社団法人日本外科学会のみとする（計3名）。

一般会員は社団法人日本外科学会以外の加盟学会とする。法律上の社員ではないが，これまでどおり権利義務を保障し，社員総会とは別に，会員総会も開催することで意見を反映できる。

○経費等の負担（第9条）

- ・現在の分担金は，別に定める規定で，負担経費や分担金（会費）の額を設定できる。

○社員の資格喪失（第12条）

- ・現行規約に資格喪失規定がなかったため，「3年以上分担金を滞納したとき」等を追加。

○理事会（第31条）

- ・現在の常任委員会とは構成が異なり，理事会は，会長1名（＝代表理事），会長補佐1名（＝代表理事），会長補佐1名（＝理事），各種委員長12名以内からなる計15名以内の理事と，2名の監事によって構成する。

○各種委員会（第39条）

- ・新たに財務委員会を設置する。

○事業年度（第42条）

- ・現行同様，毎年1月1日から同年12月31日までとする。

※この案は，現行規約を当該法律に基づいた一般社団法人の定款のテンプレートに則ったものになります。詳細な法人の運営方針は，定款施行細則として，別に定めることとなります。

一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 外科系学会社会保険委員会連合 と称し、略称を「外保連」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービルディング社団法人日本外科学会内 に置く。

2 当法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、外科系各学会の社会保険委員会相互の協議により、学術的根拠に基づいて、診療報酬の適正化を促進することを目的とする。

上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 試案作成の事業
- (2) 改正要望書作成の事業
- (3) 外保連ニュースの発行の事業
- (4) 前号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

(機関の設置)

第5条 当法人には、次の機関を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会
- (3) 監事

第2章 社 員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とする

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に携わる者
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した者

(入会)

第7条 当法人の会員は、当法人の趣旨に賛同する者でなければならない。

2 会員として入会しようとする者は、書面により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項の申込みがあったときは、理事会の議決を経た後に、社員総会及び会員総会において入会を認めるか否かを決する。なお、会員総会においては総会員の議決権の4分の3以上の議決

権を有する者の賛同を得なければならない。

4 会長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を示して本人にその旨を通知しなければならない。

(社員たる資格の得喪)

第8条 当法人の会員のうち、第6条において定める正会員をもって当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(経費等の負担)

第9条 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、別に定める分担金を納入しなければならない。

(任意退社)

第10条 会員はいつでも退社することができる。但し、1か月前までに当法人に対して、退社の予告をしなければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第12条 正会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上分担金を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は以下の場合に招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、法令に定めるもののほか、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 活動計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 活動報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 正会員の入社
- (7) 分担金の額
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(招集)

第15条 社員総会は、会長がこれを招集するものとする。

- 2 会長は、第13条第2号の規定による請求があったときは、その日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第16条 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、会日より2週間前に各正会員に対して、その通知を発することを要する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の2以上を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第18条 社員総会において、正会員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、会長補佐がこれに当たる。

(書面による議決権行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、他の正会員を代理人として議決権行使を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した正会員は、第17条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、

議長及び出席した理事がこれに記名押印しなければならない。

(特則)

第22条 定時社員総会が定足数に達しないなどの原因により開会に至らなかった場合、前年度の人事及び予算を踏襲する。但し、その人事及び予算は次年度の定時社員総会において報告し、承認を得なければならない。

第4章 役員

(理事及び監事)

第23条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 会長(代表理事) 1名
- (2) 会長補佐 2名
(会長補佐のうち1名を代表理事、他の1名を理事とする)
- (3) 各委員会委員長(理事) 12名以内
- (4) 監事 2名

(名誉会長及び顧問)

第24条 当法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、社員総会及び会員総会並びに各委員会に出席して意見を述べることができる。

(選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長及び会長補佐は、理事会の決議により選定する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長が指名し、理事会の決議を経た後に、社員総会の承認を得るものとする。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(会長及び会長補佐)

第27条 会長は、当法人を代表し、会務を総理する。

- 2 会長及び会長補佐のうち1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3 会長補佐は、会長の業務を補佐し、会長の指示に基づき会長の業務を代行することができる。

(理事)

第28条 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び社員総会又は理事会の決議に基づき、この団体の業務を執行する。

2 理事は、各委員会の委員長を兼ねるものとする。

(監事)

第29条 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条の職務を行う。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(解任)

第30条 理事若しくは監事が次の各号の1に該当する場合には、社員総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により理事若しくは監事を解任しようとする場合は、決議の前に当該理事らに弁明の機会を与えなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会員総会及び運営委員会等

(会員総会)

第37条 この法人の運営に関する諮問機関として、別に定める会員総会を置く。

(運営委員会)

第38条 この法人の運営に関する決定を行い実行の任にあたるため、別に定める運営委員会を置く。

(他の委員会)

第39条 この法人に、運営委員会の他に下記の委員会を設置する。

- (1) 手術委員会
- (2) 処置委員会
- (3) 検査委員会
- (4) 麻酔委員会
- (5) 実務委員会
- (6) 規約委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 総務委員会
- (9) 財務委員会
- (10) その他運営委員会が必要と認めて設置する委員会
 - 2 各委員会の委員は、加盟学会から推薦された者により構成する。但し、委員は原則として医師であることを要する。
 - 3 各委員会に委員長1名を置く。
 - 4 各委員会は必要に応じて副委員長を置くことができる。副委員長は委員長の指名により選任される。
 - 5 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の決議により別に定める。

第7章 資産

(構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 分担金

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 活動に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第41条 当法人の資産は、財務委員会の指導・監督のもと事務局が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て理事会が別に定める。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年一期とする。

(計算書類)

第43条 会長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、定時社員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

第9章 定款変更

(定款変更)

第44条 当法人が定款を変更するには、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

第10章 解散

(解散の事由)

第45条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併
- (3) 正会員が欠けたとき
- (4) 法人の破産
- (5) 解散を命ずる判決

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(法人の継続)

第46条 前条第1号の場合においては、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

2 前条第1項第3号の場合においては、新たに正会員を入社させて法人を継続することができる。

(解散登記後の継続)

第47条 当法人は、解散の登記をした後であっても、前条の規定に従って、法人を継続できる。

(合併)

第48条 当法人を合併するには、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

第11章 清算

(清算方法)

第49条 当法人の解散の場合における法人財産の処分手続・方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人の残余財産の帰属は、第3条に定める当法人の設立目的に添って、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議をもってこれを定める。

第12章 雑則

(細則)

第51条 本定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第13章 附則

(設立時の社員の氏名及び住所)

第52条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング内
社団法人 日本外科学会
理事 里 見 進

東京都品川区×××
山 口 俊 晴

埼玉県さいたま市×××
岩 中 督

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年12月31日までとする。

第54条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

(最初の役員)

第55条 当法人の最初の役員は、次のとおりとする。

代表理事及び理事（会長）	山口 俊晴
代表理事及び理事（会長補佐）	岩中 督
理 事（会長補佐）	木村 泰三
理 事（手術委員長）	岩中 督
理 事（処置委員長）	関口 順輔
理 事（検査委員長）	土器屋卓志
理 事（麻酔委員長）	山田 芳嗣
理 事（実務委員長）	木村 泰三
理 事（規約委員長）	出口 修宏
理 事（広報委員長）	松下 隆
理 事（総務委員長）	西田 博
理 事（財務委員長）	瀬戸 泰之
監 事	田中 雅夫
監 事	竹中 洋

以上、一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合を設立するため、社員・社団法人日本外科学会及び社員・山口俊晴並びに社員・岩中督の定款作成代理人である司法書士木村誠は、本定款を作成し次に記名押印する。

平成23年 月 日

社 員 社団法人 日本外科学会
理事 里 見 進
社 員 山 口 俊 晴
社 員 岩 中 督

上記代理人 東京都千代田区×××
司法書士 木 村 誠

外保連 定款施行細則ポイント

※定款における理事会と社員総会の他に、「会員総会」と「運営委員会」を諮問機関的に置く。

○会員総会

- ・会員によって構成する。
- ・社員総会の決議事項は、その決議の前に、すべて会員総会の議を経るものとする。

○運営委員会

- ・役員（会長、会長補佐、各委員会委員長、監事）と各委員会副委員長によって構成する。
- ・運営委員長は会長とする。
- ・理事会の決議事項は、その決議の前に、すべて運営委員会の議を経るものとする。
- ・役員候補者を推薦できる。
- ・各委員会を統括し、事業活動に必要な事項を決定する。

一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合会員総会規則（定款施行細則第1号）

第1条 この規則は、当法人定款第37条において定める会員総会について適用する。

（目的）

第2条 当法人に、当法人の運営に関する諮問機関として、会員総会を設置する。

（会員総会）

第3条 会員総会は、定時会員総会と臨時会員総会の2種とする。

2 定時会員総会は、年1回とする。

3 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

（会員総会の構成）

第4条 会員総会は、当法人の定款第6条において定める会員（以下、「会員」という）をもって構成する。

（会員総会の招集）

第5条 会員総会は、会長が招集する。

2 会員総会を招集するには、会日より7日前に、会員に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

（会員総会の特別招集）

第6条 会長は、会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して会員総会招集の請求があったときは、1ヶ月以内の日を会日とする会員総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があった日の翌日から22日以内に会長が会員総会招集の通知を発しないときは、前項の請求をした者が会員総会を招集することができる。

（会員総会の決議事項）

第7条 次に掲げる事項は、社員総会に諮る前に会員総会の議決を経なければならない。

(1) 予算、決算及び事業計画に関する事項

(2) 各種規則の変更に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 当法人の運営につき建議する事項

(5) 当法人の会長から諮問された事項

(6) 当法人の入会に関する事項

(7) その他社員総会において審議することとした事項

（議決の要件）

第8条 会員総会の議決は、この規程に別段の定めのある場合のほか、出席した会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 会員は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

（議決権）

第9条 会員は、1個の議決権を有する。

（議長）

第10条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、会長補佐がこれに当たる。

（議事録）

第11条 会員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員2名が署名、押印しなければならない。

一般社団法人外科系学会社会保険委員会連合運営委員会規則（定款施行細則第2号）

第1条 この規則は、当法定款第38条において定める運営委員会について適用する。

（目的）

第2条 当法人に、当法人の運営に関する決定を行い実行の任にあたるため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、各委員会を統括し、当法人の事業活動に必要な事項の決定にあたる。

（構成）

第3条 運営委員会は、当法人の役員及び各委員会の委員長並びに副委員長をもって構成する。

2 運営委員会の委員長は当法人の会長をもって充てる。会長に事故があるときは、会長補佐がこれに当たる。

（委員の任期）

第4条 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任されることを妨げない。

2 任期満了前に退任した運営委員の補欠として、又は増員により選任された運営委員の任期は、前任者又は他の在任運営委員の任期の残存期間と同一とする。

（決議事項）

第5条 理事会において議決すべき事項は、予め運営委員会の議決を経るものとする。

2 運営委員会は、その議決に基づき社員総会に対し役員候補者を推薦することができる。

（議決の要件）

第6条 運営委員会の決議は、出席した委員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

2 運営委員会の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、第1項の議決権の数に算入しない。

（議決権）

第7条 各委員は、1個の議決権を有する。

（本規則の変更・廃止）

第8条 この規則は、理事会及び社員総会の議決によって変更もしくは廃止することができる。